

ダンロップ工進會

第一章 名稱及位置

- 第一條 本會を工進會と稱す
- 第二條 本會は事務所を  
第二章 組織  
に置く
- 第三條 本會は「エンヂニアリヤシヨツプ」に従事する各種労働者を以て組織し日本労働總同盟に加盟す

- 一、我等は公共の理想に従ひ識見の開明徳性の涵養技術の進歩を圖らんことを期す
- 二、我等は公共の力に依り着實なる方法を以て我等の地位の改善を圖らんことを期す
- 三、我等は互に親睦し一致協力して相愛扶助の目的を貫徹せんことを期す

第三章 目的及事業

- 第四條 本會は會員の生活に對する安定を圖り併せて本會の主義綱領を貫徹するを以て目的とす

第五條 本會の機關を分ちて左の三種とす

- 一、大會 會
  - 二、幹事會
  - 三、委員會
- 一、大會は本會員を以て組織し必要と認めたる際は會長之を召集し本會の重要なる事項を協議す  
大會議長は會長之に當る會長事故ある時は副會長之に代る議事は出席會員過半數を以て決す  
可否同數なる時は議長之を採決す  
二、幹事會は幹事以上會計長書記を以て組織し毎月一回會長之を召集し本會の主義綱領の遂行を議し尙幹部員相互の意見の交換をなす  
三、委員會は會長、副會長、幹事、委員、會計、書記を以て組織し會長之を召集し大會の決議事項を執行す  
但し緊急必要と認めたる事項あるときは大會の決議を俟たずして執行し、次後大會に於て承諾を受くべし

委員會の一切の行爲に關しては委員連帯を以て其の責に任す

第六條 本會は左の役員を置く事

- 一、會長一名 二、副會長一名 三、幹事長一名 四、幹事五名 五、委員若干名 六、會計長一名 七、會計監查役二名 八、會計補佐若干名 九、書記若干名 外に顧問一名
- 本會員は拾名に對し一名の委員を選出し同委員中より各役員を互選す各役員補欠の時は會長之を推薦す  
但し書記は會長之を推薦す  
一、會長は本會を統理す  
二、副會長は會長を補佐し會長不在の時は之を代理す  
三、顧問は本會諸事の相談に與るものとす  
四、幹事は本會重要事項に付き協議に與るものとす  
五、委員は本會員の實狀を調査し幹事を補佐するものとす  
六、書記は本會諸事の記録事務を掌るものとす  
七、會計は本會の會計事務を掌るものとす

- 八、會計監查役は會計を審査するものとす
- 第七條 右役員任期は壹ヶ年とす

- 第八條 本會員はダンロップ「エンヂニアリヤシヨツプ」に入職したるものは直に本會員たるの資格を有するものとす

- 第九條 本會員は本會諸集會に出席し發言並に投票するの權利を有す

- 第十條 本會員は本會の主義綱領を遵守し且つ本會を維持せんが爲め毎月定額の會費を前納する義務を有す  
但し會費は一ヶ月金六拾錢とす(月二回に徴收)

- 第十一條 本會の會計狀況は會計委員の手に依り年二回之を報告するものとす(六月と十二月)

- 第十二條 既納の會費は如何なる事あるも返戻せず
- 第十三條 組合基金は郵便貯金として保管す

後二條

37 15

10.21.24  
改訂出た中  
高川

中山